

国名
アメリカ合衆国
在外公館名
在アメリカ合衆国日本国大使館
情報確認年月日
2019年6月11日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（ <input checked="" type="checkbox"/> は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国（米国）においては、麻薬や向精神薬等は物質規制法（Controlled Substances Act）により規制されている。 ・米国の物質規制法のスケジュールⅠに分類された規制物質は米国に持ち込むことができない。 ・米国の物質規制法が定める規制物質であっても、スケジュールⅡ～Ⅴに分類された物質は、医療用個人使用として合法的に入手したものであれば、次の諸要件を満たすことにより米国への持ち込み及び米国からの持ち出しが例外的に許可されると規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> （1）当該規制物質は処方時の元の容器に入っていること （2）当該規制物質を医療用個人使用のために所持していることを税関にて使用する本人が申告すること （3）当該規制物質の容器に薬剤名または化学名と規制物質分類記号が記載されていること。記載がない場合は当該物質を処方した薬局または医師の名前・住所および処方せん番号が記載されていること ・上記規則に明記された要件に加え、米食品医薬品局（FDA）や米税関・国境警備局（CBP）、在京米国大使館等の関係機関は、それぞれのホームページにおいて、より一般向けの表現で、米国への医薬品持ち込みの注意点に

ついて例えば以下のとおり案内している。

- (1) 容器に処方薬の表示が貼付されていること
- (2) 英語で記載された、または、翻訳者署名のある英訳を付した処方せんまたは診断書を携行すること
- (3) 米国滞在期間を勘案し、個人的使用に必要と想定される量を超えて持ち込まないこと

・なお、州によっては、特定の薬物の所持を州法により規制している可能性があることにも留意する必要がある。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

在日米国大使館・領事館ホームページ「米国への持込品に関して」（日本語）
<https://jp.usembassy.gov/ja/embassy-consulates-japan/tokyo-japan/sections-offices-japan/cbp-japan/bringing-items-into-the-us-japan/>

参考情報

●連邦規則集（CFR）21巻1301条26項

https://www.deadiversion.usdoj.gov/21cfr/cfr/1301/1301_26.htm

●規制物質法が定める規制物質リスト

・分類の概要

<https://www.dea.gov/drug-scheduling>

・リスト（アルファベット順）

https://www.deadiversion.usdoj.gov/schedules/orangebook/c_cs_alpha.pdf

・リスト（スケジュール別）

https://www.deadiversion.usdoj.gov/schedules/orangebook/e_cs_sched.pdf

●その他 米国関係機関の関連ホームページ

・米食品医薬品局（FDA）

「5 Tips for Traveling to the U.S. With Medications」のページで 医薬品の持ち込みについて概要と関係機関を案内している。（規制物質については上記のURLを参照）。

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/5-tips-traveling-us-medications>